

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和3年9月16日(2021.9.16)

【公開番号】特開2019-195490(P2019-195490A)

【公開日】令和1年11月14日(2019.11.14)

【年通号数】公開・登録公報2019-046

【出願番号】特願2018-91309(P2018-91309)

【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 2 6 Z

【手続補正書】

【提出日】令和3年8月5日(2021.8.5)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

遊技が可能な遊技機であって、

配線パターンが形成された基板を備え、

前記基板には、第1電圧の信号が伝達される配線パターンが接続され、記憶手段を有するマイクロコンピュータと、第2電圧の信号が伝達される配線パターンが接続され、出力部品に信号出力する出力回路と、が実装され、

前記マイクロコンピュータは第1グランドに接続され、前記出力回路は前記第1グランドと絶縁部によって隔てられた第2グランドに接続され、

前記マイクロコンピュータは、特定電源により前記記憶手段の記憶内容を保持可能であり、

前記特定電源を前記マイクロコンピュータへ供給する配線パターンは、

前記基板の一面のみに形成され、

前記第2グランドが形成される第2グランド領域に接することなく、前記第1グランドが形成される第1グランド領域のみに接する領域に形成されている、遊技機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 6

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 0 6】

(A) 遊技が可能な遊技機であって、

配線パターンが形成された基板を備え、

前記基板には、第1電圧の信号が伝達される配線パターンが接続され、記憶手段を有するマイクロコンピュータと、第2電圧の信号が伝達される配線パターンが接続され、出力部品に信号出力する出力回路と、が実装され、

前記マイクロコンピュータは第1グランドに接続され、前記出力回路は前記第1グランドと絶縁部によって隔てられた第2グランドに接続され、

前記マイクロコンピュータは、特定電源により前記記憶手段の記憶内容を保持可能であり、

前記特定電源を前記マイクロコンピュータへ供給する配線パターンは、

前記基板の一面のみに形成され、

前記第2グランドが形成される第2グランド領域に接することなく、前記第1グランドが形成される第1グランド領域のみに接する領域に形成されている。

手段1の遊技機は、

遊技が可能な遊技機であって、

配線パターンが形成された基板（遊技制御基板）を備え、

前記基板（遊技制御基板）には、第1電圧（Vcc（+5V））の信号が伝達される配線パターンが接続される第1電子部品（低電圧部品）と、第2電圧（VDL（+24V））の信号が伝達される配線パターンが接続される第2電子部品（高電圧部品）と、が実装され、

前記第1電子部品（低電圧部品）は第1グランド領域に接続され、前記第2電子部品（高電圧部品）は前記第1グランド領域と絶縁部（絶縁領域）によって隔てられた第2グランド領域に接続される

ことを特徴としている。

この特徴によれば、第1電圧の信号が伝達される配線パターンが接続される第1電子部品は第1グランド領域に接続され、第2電圧の信号が伝達される配線パターンが接続される第2電子部品は第1グランド領域と絶縁部によって隔てられた第2グランド領域に接続されるので、グランドを介して意図しない電流が逆流してしまうことを防止できる。